

北星 原発問題講演会 (第28回) ご案内

一般の方の参加を歓迎します

「放射能汚染防止法」はなぜ必要か

— 原発による放射能汚染は公害である、罰則のある法律を制定しよう —

日時 2月24日(金) 18時~19時30分

会場 北星学園大学 A館 A703 教室 (定員 140名)

札幌市厚別区大谷地西2丁目3-1 地下鉄大谷地駅 1番出口 徒歩5分

会費 無料、予約不要、会場で受付します (注: 資料代 200円の場合あり)



福島第一原発事故まで、放射性物質は公害・環境の関係法律から適用除外になっていました。この事故を契機に、国は法制度の抜本的な見直しの必要性を認め、2012年に環境基本法の適用除外規定が削除され、放射性物質は公害原因物質に位置付けられました。

国会は環境基本法の定めに従って具体的な法整備をしなければならないのですが、未だに環境基準や規制基準など、人の生命や環境を守るための具体的な公害規制の法整備はなされていません。法整備は中断状態のまま放置され、他方で国は原発の再稼働を推し進め、自主避難者への住宅支援等を打ち切るなど、原子力公害被害者への人権無視の政策を行っています。

東電の原発事故直後から、札幌市民を中心に全国で、放射能汚染を公害として規制する「放射能汚染防止法」の制定運動が続けられてきました。この運動を共にしてきた経験を踏まえ、法制度の現実はどうなっているのか、どのような法整備が必要なのか、具体的に何ができるのか、放射能汚染を法律上公害として扱うことの意味と今に生きる者の責任、などをお話しします。

講師 山本 行雄 さん



山本行雄法律事務所、弁護士、原子力公害に取り組む札幌市民の会 代表

2011年11月「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会を設立し、活動の輪を道内に、更に道外まで拡大している。元日弁連公害対策・環境保全委員会委員 (原子力専門部会特別委嘱)。

元幌延問題道民懇談会事務局長。



田んぼに隣接する除染廃棄物置き場。収穫期を迎えた稲の黄金色とフレコンバッグ(放射性廃棄物を詰め袋)の黒が対照的だ。=福島県南相馬市(福島範和撮影)

田んぼに隣接する放射性汚染廃棄物の置き場, 出典:産経ニュース 2016.9.23

*講演会終了後:懇親交流会(自由参加・実費必要)

*学習資料:本会のWebページの原発問題関連リスト「原発問題を考えるページ」に、「山本行雄さんの関連活動」のリンクがあります。

主催:北星・原発を考える会

Web ページ: http://www.ipc.hokusei.ac.jp/projects/np_forum/

「北星・原発を考える会」では賛助会員を募集中です、希望の方は連絡先へ

連絡先:(e-mail: projects@hokusei.ac.jp, Fax:011-894-3690)